寄居町展示会等出展費用補助金交付要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、展示会等に出展する事業者に対し、その経費の一部を補助することにより、販路の拡大を促進し、もって町内産業の活性化を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　中小企業者　中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

(2)　展示会等　出展者の顧客の獲得を目的として、一定の期間及び場所(オンラインの場合は含まない。)において、不特定多数の者に対して出展者のサービス、製品又は技術を展示するものをいう。

(3)　出展料　展示会等への出展の直接の対価又は展示を行う場所の使用料として、出展者が主催者に対して支払うこととされている出展料、出展小間料その他の費用をいう。

(補助対象者)

第３条　補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす中小事業者とする。

(1)　寄居町商工会に所属している事業所であること。

(2)　町内に本店(個人にあっては主たる事業所)を有すること。

(補助対象事業)

第４条　補助対象事業は、補助対象者が次に掲げる要件を全て満たす展示会等に出展し、自社のサービス、製品又は技術を展示する事業(以下「補助事業」という。)とする。

(1)　補助対象者が主催、共催、協賛又は後援するものでないこと。

(2)　別表１に示す事業や、社会常識上及び倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結びつくまたは引き起こすなど）については補助対象事業としないものとする。

(補助対象経費)

第５条　補助金の交付の対象となる経費は、前条に掲げる補助対象事業に係る経費のうち展示会等に出展するために要する次に掲げる経費(消費税相当額を含む。)とする（別表２)。

(1)　小間料及びブース賃借料

(2)　出展負担金及び展示会等の参加料

(3)　展示装飾費

(4)　備品借上料

(5)　登録料、コンテンツ制作費その他展示会等に係る経費

(6)　その他商工会長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第６条　補助金の額は、補助対象経費のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(1)　出展料　実費とし、1ブース当たり 25,000 円を上限とする。

(2)　装飾・備品借上料　実費とし、1ブース当たり 32,000 円を上限とする。

２　補助金の額は、1,000 円単位とし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第７条　補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、寄居町展示会等出展費用補助金交付申請書(様式第１号)に関係書類を添えて、出展を行う展示会等の開催日前までに商工会長に提出するものとする。

(交付決定等)

第８条　商工会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、寄居町展示会等出展費用補助金（交付決定・却下）通知書(様式第２号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請及び承認)

第９条　前条の規定により交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請した補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、展示会出展内容変更(中止)承認申請書(様式第３号)に変更に係る関係書類を添えて速やかに商工会長に申請し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、当該事業の期間に変更が生じないもので、かつ、前条の規定により交付の決定を受けた金額の変更を伴わないものは、この限りでない。

２　商工会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その結果を展示会出展内容変更(中止)承認通知書(様式第４号)により当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第１０条　補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、完了した日から起算して 30 日を経過する日又は補助金の交付決定のあった年度の３月５日のいずれか早い日までに、寄居町展示会等出展費用補助金実績報告書(様式第５号)に関係書類を添えて商工会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第１１条　商工会長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、寄居町展示会等出展費用補助金確定通知書(様式第６号)により当該確定に係る補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第１２条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、寄居町展示会等出展費用補助金請求書(様式第７号)により、商工会長に補助金の請求をするものとする。

２　前項の場合において、請求額は、商工会長が確定した補助金額とする。(補助金の交付決定の取消し等)

(権利譲渡の禁止)

第１３条　補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第１４条　商工会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　予定された補助対象事業を実施しないとき。

(2)　この要綱の規定に違反したとき。

(3)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

２　商工会長は、前項の規定により既に交付した補助金を返還させるときは、寄居町展示会等出展費用補助金返還通知書（様式第８号）により返還額等を定めて返還させることができる。

(その他)

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年１０月１６日から施行する。

別表１

食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業
ゴルフ会員権売買業などの金融業
保険媒介代理業及び保険サービス業などの保険業
投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業
もっぱら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所
風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業
モーテルなどの旅館業
特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業
芸妓周旋を行う民間職業紹介業
連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法など公的資金の助成先として適切ではないと判断する業態
その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体（特定非営利活動法人を除く）、公務、集金業、取立業、学校法人など）

別表２

経費区分	補助対象経費
(1)小間料及びブース賃借料	展示会に出展し、会場の出展小間内で製品展示や商談などを行うために必要となる費用及びブースのスペースに対する賃借料
(2)出展負担金及び展示会等の参加料	ブースを出展する際に、その費用の一部を負担して支払う費用及び展示会に関わるために支払う参加費用
(3)展示装飾費	社名や出展製品に興味や関心を持たせるために、 出展小間に施す造作や装飾費用
(4)備品借上料	出展小間に設置する什器・備品のリース代、電気代（設営工事費及び使用料を含む）等の費用
(5)登録料、コンテンツ制作費その他展示会等に係る経費	出展者が展示会のシステムや出展者リストに情報を掲載・登録するために支払う費用及び来場者に配る資料や展示パネル等を作成する費用